

平成29年度 新潟市立内野小学校いじめ防止基本方針(平成29年8月改訂)

1 いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える深刻な人権侵害である。したがって、すべての児童について、いじめを行ったり他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置したりすることがないようにすることは、われわれ教職員の責務である。

当校では、「いじめ防止対策推進法」及び「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめ防止のため、次の4点を基本理念として対策を組織的に推進する。

- ①いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にもどの学級にも起こり得ることから、学校、地域、家庭が一体となり、継続して、未然防止、早期発見及び早期対応に取り組む。
- ②わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- ③教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、子どもとともに解決を図る。
- ④いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

2 いじめ防止等に係る組織

(1) 対応組織（校内いじめ対応ミーティング）

- ①いじめの状況についての報告を受け、メンバー内での情報共有、共通理解を図る。
- ②事実関係の把握のための調査を行い、対処のための方針や方法を協議する。
- ③解決に向けて、児童の指導を行う。

< 構成員 >

校長・教頭・生活指導主任・教育相談主任・関係学年主任・学級担任・事案に関係する教職員、スクールカウンセラー等、校長の指示により構成する。

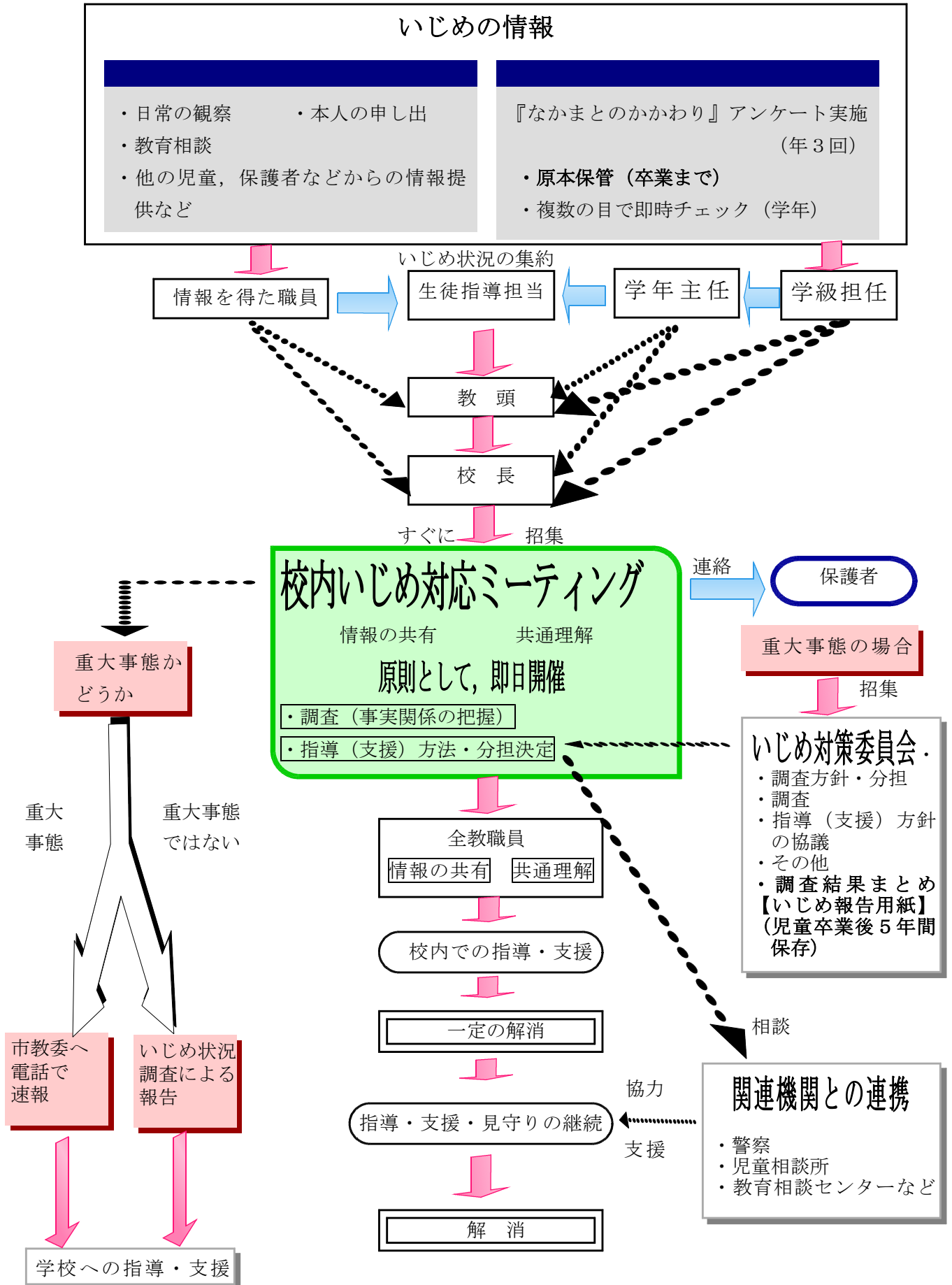
(2) いじめ防止に向けた組織（いじめ対策委員会・助け合う子部）

- ①『内野小学校いじめ防止基本方針』を作成する。
- ②全校体制のいじめ調査（「なかまとのかかわり」アンケート）や教育相談をする。
- ③自律性や社会性を伸ばす取組などの充実を図る。
- ④いじめや自殺予防に関する職員研修等を実施する。
- ⑤いじめ防止に係る啓発活動を行う。

< 構成員 >

『校務分掌組織図』による。

(3) いじめの連携・指導体制の手順



(3) 生徒指導関係機関の連絡先

・新潟市教育委員会学校支援課	2 2 6 - 3 2 9 9
・新潟市教育相談センター	2 2 2 - 8 6 0 0
・新潟西警察署	2 6 0 - 0 1 1 0
・内野駅前派出所	2 6 2 - 0 1 2 2
・新潟市児童相談所	2 3 0 - 7 7 7 7

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

多面的な児童理解に基づき一人一人の児童と教師との信頼関係を基盤に、全教育活動を通して、すべての子どもに「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から意図的・計画的な指導に取り組み、「自律性」と「社会性」を育む教育を推進する。

① 日々の授業・学級活動の充実

- ・かかわり合って学ぶ場を設定する。日々の学習活動や特別活動など学校生活全般の中でお互いの信頼関係がもてるようにしていく。
- ・目標に向け励まし合って活動するために、実態に応じて学級目標を設定する。それをよりどころとして、学級などの課題に子ども自身が気付き、集団全体の向上を考えながら、協同性を発揮して主体的に課題を解決していく力を伸ばす。
- ・学級での係活動、高学年の委員会活動をより活発に行うために、一人一人に役割を持たせるようにする。

② 道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・全教育活動を通じて、いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・いじめ問題を題材にした道徳科の授業を行う。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」などに触れることによって、自分自身の生活や行動を振り返り、いじめを抑止する。

③ 縦割り班活動の充実

- ・縦割り班活動で、6年生のリーダーシップの下、様々な場面で力を合わせていけるよう働きかけていく。
- ・日々の縦割り班の清掃、縦割り班で遊ぶ会、なかよしウォーク（ミッション）、全校アニマシオンゲーム、六年生を送る会にかかわる活動などを通して、協力する喜びや思いやり、感謝の心、礼儀やマナーなどを育成する。
- ・各学年の目指す姿に向かって、その達成に向けて取り組ませると共に、活動後に全校統一の縦割り班活動振り返りカードを活用し、自分や友達の頑張りを認め合うなど、活動を振り返るようにする。

④ いじめに対する正しい知識の習得

- ・いじめの指導を年度当初に行い、何が「いじめ」なのかを具体的に児童に伝え、いじめは重大な人権侵害であり、決して許されないということを児童に確実に理解させる。
- ・いじめの傍観について考えさせる。
- ・インターネット等の利用に関する情報モラルの周知を図る。

4 いじめの早期発見

児童をよく見る，話をよく聴く，寄り添う，かかわる，毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだり褒めたりするなどを積み重ね，児童との信頼関係を築くとともに，いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し，児童の人権感覚を育成する。

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして，いじめの早期発見に努める。また，定期的にいじめ調査を実施するとともに，個人面談等を通して，児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

(1) 日常の観察

- ① 休み時間等授業以外の児童の人間関係や言葉のやり取りをよく観察する。
- ② 「わずかに机を離す」「特定の子に対して嫌みを言う」等，いじめや差別のかすかな兆候を見逃さない。
- ③ 職員間の情報交換を行う。

(2) いじめ調査等

- ① いじめ調査（なかまづくりアンケート）を年3回行う。（6月，11月，2月）
- ② 調査内容は，新潟市教育委員会作成のものをもとに実施する。
- ③ 調査の結果を基に，教育相談を行う。（調査の情報ばかりでなく，日頃の児童の観察をもとに，慎重に聞き取りを行う）
- ④ 調査は，学年内の複数の教員が目を通し，見落としがないようにする。
- ⑤ いじめが疑われる事案については，生活指導主任，管理職への報告を速やかに行う。
- ⑥ 調査の回答は，児童が卒業するまで保管する。また，調査結果をまとめた資料（市教委報告一覧表といじめ対応ミーティング用紙）を作成し，児童の卒業後5年間保管する。

<いじめ対応ミーティング用紙の「概要」の記述について>

- * いじめに該当する言動を箇条書きで記述する。
- * 5W1Hをできるだけ明確にする。「いつ（When），どこで（When），だれが（Who）何を（What），なぜ（Why），どのように（How）」（日時は可能な範囲でよい）
- * 記述内容は「事実のみ」とする。

(3) いじめにかかわる相談体制

担任は，学級の児童一人一人と1日1回以上言葉を交わすように心掛け，児童の心のよりどころとなるよう努める。

① 日記や連絡帳の活用

- ・ 日記や連絡帳の活用によって，担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り，信頼関係を構築する。その上で，いじめに関する情報や訴えを書いてきた保護者に対しては，電話や面談等の対話できる方法で丁寧に対応する。
- ・ 気になる内容については，学年主任，生活指導主任を通して管理職に報告する。

② 保護者との連携

- ・ 学校便り，学年（学級）便り，学年（学級）懇談会等で，いじめ（防止）を話題にし，保護者の意識を高めるとともに，些細なことでも学校に相談できるという安心感と信頼感をもたせるように努める。

③ スクールカウンセラーの活用を図る。

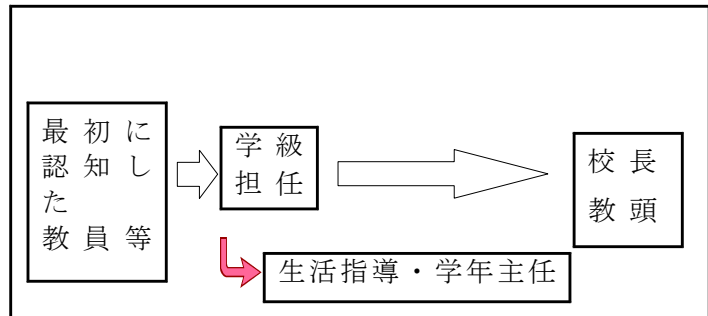
5 いじめを認知した場合の対応

いじめの実態が確認された場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(1) 発見から組織的対応の展開

1 いじめ情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・アンケートや日記等から気になる情報を発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・教育相談から発見
- ・校内の先生方からの情報提供



2 対応チームの編成

= 【校内いじめ対応ミーティング】の立ち上げ

校長，教頭，生活指導主任，関係学級の学年主任及び担任，その他（校長指示による）

3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の処理
- (2) 対応方針の決定
- (3) 役割分担
 - ・被害者，加害者，周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況，いじめの動機等の聴取
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め，情報の提供者について秘密を厳守する。
- ・原則として，いじめられた児童生徒→周辺にいた児童→いじめた児童の順に，事実確認を行う。

5 いじめを受けた児童，行った児童，周辺の児童への指導

(1) いじめを受けた児童への対応

- いじめを受けた児童に対して，丁寧な聴き取りを行い，事実関係を明確にする。児童の気持ちに寄り添いながら対応と一緒に考えるとともに，「絶対にあなたを守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- いじめを受けた本人の気持ちを尊重するあまり対応が遅れることがある。見守りと問題の先送りを混同せず，本人を守り，「安心・安全」を保障しつつ，問題の解決に向けて迅速・適切に取り組む。

(2) いじめを行った児童への対応

- 安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点について自覚を促す。
- 今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境改善への支援を継続する。
- いじめを行った背景を理解しつつ、いじめの行為に対しては毅然と指導する。

(3) 周囲の児童の指導

- 自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず、いじめを未然に防ぎ、止めさせるために一歩踏み出す勇気もてるようにする。

6 保護者との連携

(1) いじめを受けた児童の保護者への対応

- 調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供すると共に、必要に応じて経過報告をする。
- 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) いじめを行った児童の保護者への対応

- いじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、保護者の協力を求める。
- 子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導する。

(2) いじめ解消の判断

- 加害行為が相当期間(概ね3か月)なく、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合は、「いじめ解消」と判断する。

(3) 関係機関との連携

(重大事態への対処について)

- 重大事態について(いじめ防止対策推進法第28条)

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 重大事態が発生した際には、その旨を新潟市教育委員会に報告する。

- 警察との連携が必要になったときは、それぞれの役割を明確にし、連携を密にして(例:電話で済ませず、直接会って情報交換を行う)解決に取り組む。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処に当たっての方針

重大事態が発生した場合には、全力でその対処に尽力する。

- いじめを受けた児童の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- いじめを受けた児童はもちろん、いじめを行った児童に対しても、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

(2) 重大事態の発生と調査

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- 相当の期間学校（年間30日目安）を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められる時

(3) 重大事態が発生した場合の初期対応

重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに新潟市教育委員会に報告する。

(4) 重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合の初期対応

発生した段階では重大事態に当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展する恐れがある事案については、予め新潟市教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。

- 児童がいじめによって学校に登校できない状況が発生し、いじめによる不登校の重大事態のおそれがあると学校が判断した場合
- 一つ一つの事案はその都度解消が図られているように見えても、特定の児童へのいじめが繰り返される場合
- 重大事態に該当しないと判断されるものの、社会的な影響が大きく、児童・保護者にとって状況が深刻な場合（ズボン下ろしなど）

(5) 調査の目的及び調査組織

重大事態が発生した場合は、「事実を明確にする」ことを目的に、いつごろから、誰が、どのようにかかわったか等の事実関係を、可能な限り多方面から情報を収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。

調査は、学校もしくは新潟市教育委員会が主体となって行い、調査内容を新潟市いじめ防止対策等専門委員会が協議する。

(6) 事実関係を明らかにするための調査及び事後対応

① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から丁寧に聴き取るとともに、在籍児童、教職員からアンケートや聴き

取りなどにより調査する。いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の保護者の要望，意見を十分に聴取し，適切な方法で調査を実施する。

(7) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた児童や保護者に対して，調査により明らかになった事実関係について，プライバシー保護に配慮しながら，適切な方法で情報を提供するとともに，必要に応じて経過報告する。

② 市長への報告

調査結果については，新潟市教育委員会が市長に報告する。

(8) 関係児童及び保護者への対応

① いじめを受けた児童への対応

○児童の心の安定，身体の安全を確保することに全力で取り組み，心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに，以前にも増して安心して学校生活を送れるようにする。

・学級担任や養護教諭など，児童が話しやすい教師によって，心情を丁寧に傾聴する。

・いじめに係る事実関係を丁寧に聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。

・安心して生活できる場や時間などの，学習・生活環境を確保する。

・不安を取り除き，心の安定を確保するために，スクールカウンセラー等による心のケアを必要に応じて行う。

・医療機関への受診が必要と判断される場合には，保護者の了解を得て，医療機関の受診を勧める。

② いじめを受けた児童の保護者への対応

○学校の管理下で重大事態が発生した場合は，いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし，対処に向けて最善を尽くすことを伝える。

○当該児童が受けたいじめに係る事実や，児童の心身の状況について丁寧に説明する。

○いじめ解決に向けて，保護者の意向を丁寧に聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。

○保護者自身が不安を抱いている場合，スクールカウンセラーによるカウンセリングを勧める。

③ いじめを行った児童への対応

○いじめの行為が決して許されない行為であることを十分理解させ，同じことを二度と繰り返さないよう指導する。

○安易な謝罪で終わらせず，相手の心の痛みを推測させることを通して，自己の行為の重大さを実感させ，深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

○本人の心の弱さを受け止め，心情に寄り添いながら指導するとともに，その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

④ いじめを行った児童の保護者への対応

○いじめに係る事実を丁寧に伝え，その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに，解決に向けた道すじを示し，保護者の協力を求める。

○子どもへの接し方や保護者としての役割について，適切に指導，助言する。